

令和6年4月24日

回答書

令和6年度由布市就労機会促進事業業務に係る公募型プロポーザルの件に関して質問のありました下記の点について回答します。

質問内容	回答
①由布市に事業所が無い場合、由布市税の納税証明書は提出しなくてよろしいでしょうか？	①事業所が無い等、由布市への納税義務が発生していない場合、納税証明書は発行されませんので、由布市税の納税証明書提出は不要です。
②システム構築の条件（４）システムの詳細要件で、給与明細、源泉徴収票の発行、企業や求職者の双方のレビューの確認、アプリでの確認は必須条件でしょうか。	②必須条件です。
③入札参加資格についてのご質問です、当社との協力関係にある会社とJV(共同企業体)で入札に参加することは可能でしょうか。	③以下の要件を全て満たしていれば、共同企業体での本プロポーザル参加を可能とします。 ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。実施要領6.(1)提出書類の③に関しては、構成員全ての書類を代表者が集約し、他の書類と併せて市へ提出すること。 イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推

	<p>進する能力を有する者であること。</p> <p>ウ 全ての構成員が、実施要領3. 参加資格要件（1）～（6）までの要件を満たし、いずれかの構成員が参加資格要件（7）の要件を満たすこと。</p> <p>エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。</p>
--	--